

平成 24 年北海道告示第 514 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道札幌市南区石山 2 条 3 丁目地内から同区石山 2 条 2 丁目地内までの延長約 290 メートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道石山 6 号線及び市道石山 1 号線改築工事」（以下「本件事業」という。）で、起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

市道石山 6 号線及び市道石山 1 号線は、道路法第 8 条第 1 項の規定により札幌市長が市道に認定した路線であり、同法第 16 条第 1 項の規定により札幌市（以下「起業者」という。）が道路管理者となること、また、同法第 56 条に規定する国庫補助金を受けて事業に必要な財源を確保していることなどから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

市道石山 6 号線は、北海道札幌市南区の市道川沿石山連絡線を起点とし、同区内の市道石山 2 号線を終点とする延長 273 メートルの道路であり、市道石山 1 号線は、同区的一般国道 453 号を起点とし、同区内の石山 2 号線を終点とする延長 413 メートルの道路である。

市道石山 6 号線及び市道石山 1 号線（以下「本路線」という。）は、札幌市南区の骨格を形成する幹線道路である一般国道 453 号と市道川沿石山連絡線相互を連絡する路線であり、通勤、通学等の日常の生活道路としての役割のほか、レクリエーション施設へのアクセス道路としての役割も果たしている。

しかしながら、本件区間は車道幅員が狭小であり、往復交通が明確に区分されていない 1 車線道路であることから交通容量が著しく低く、その混雑度は 1.27 にも及んでおり、円滑かつ安全な交通が阻害されている。

また、当該区間の沿道家屋等に加えて、その周辺には高齢者福祉施設が存在し、通学路としても利用されているが、歩道が整備されていないことから、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の安全性が脅かされている状況にある。

本件事業の完成により、本件区間を利用する自動車交通量に対応した円滑かつ安全な交通が確保されるとともに、自転車歩行者道の設置により自動車と歩行者等の交通が分離され、歩行者等の安全性の向上が認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び札幌市環境影響評価条例（平

成 11 年 12 月 14 日札幌市条例第 47 号) に定める対象事業ではない。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確認されていない。

さらに、起業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本事業は、歩行者等の安全かつ快適な通行及び円滑な自動車交通の確保を目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 4 種第 3 級の規格に基づき、現道拡幅方式により自転車歩行者道を両側に設置した 2 車線道路を整備するものであり、本事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の両側を拡幅する案（以下「申請案」という。）のほか、起点から終点を見て現道の右側を拡幅する案及び左側を拡幅する案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は支障物件は多いが現道敷地を最大限活用でき、公平性の観点から地域との合意形成が容易であり、経済的にも優れていることなどから、社会的、事業の円滑性及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、本件区間は車道幅員が狭小で歩道もなく、円滑かつ安全な交通が阻害されていることから、早期に歩行者等の安全な通行及び円滑な自動車交通を確保する必要がある。

また、地域住民により設立された「緑と調和・21 世紀の夢と開発を考える会」等から本事業の早期整備に関する強い要望がある。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。